

第2回白井市行政経営改革審議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成29年6月16日（金）午後6時30分から午後8時40分まで
- 2 開催場所 保健福祉センター 3階 団体活動室3
- 3 出席者 坂野会長、宗和副会長、岩井委員、伴委員、藤井委員、山本委員
- 4 欠席者 片桐委員、本松委員、
- 5 事務局 行政経営改革課 岡田課長、高山副主幹、元田主査補
- 6 傍聴者 7人
- 7 議題 議題1 第1回審議会での疑問・質問について
議題2 これから検討する事項について

8 議 事 事務局（元田）

平成29年度第2回白井市行政経営改革審議会を開催させていただきます。開会に当たり、会長からご挨拶をお願いいたします。

坂野会長

皆さんこんばんは。こんにちはというような雰囲気ですね。本日は、皆さんお忙しいところ足をお運びいただきましてどうもありがとうございます。それとともに宿題が出ておりまして、皆様も非常にびっくりされたと思いますが、私もびっくりしました。自分の住んでいる地域のために宿題をしなくてはいけないというのは、白井市の気力がすごく見えたなと思っております。

やはり行政改革というのは、ややもしますと、職員の方のほうが一生涯懸命やる傾向があるのです。職員の方が一生涯懸命やって、内部からは恨まれるということもありますし、やはり市長さんがやれと言うと一生涯懸命やるというのが、職員さんの誠実さなのかもしれません。

時と場合によっては、それはちょっとやり過ぎだよなということを市民の方がおっしゃるケースもあります。ですから、その辺の兼ね合いというのは、行政改革なんかは非常に重要だと思います。

もう一つは、この機会に白井の形、これからの形というものをみんなで考えることができるいいチャンスです。なので、ぜひ白井のために皆さんと一緒にそういう白井のこれからの未来、そして、形を考えていくということでお考えいただければと思います。お忙しいところ恐縮ですが、本日も慎重審議、よろしくをお願いいたします。

事務局（元田）

ありがとうございました。本日は、議題として二つご用意させていただいております。

一つが第1回審議会での疑問・質問についてということで、前回の振りかえりを兼ねてという形になりますが、前回の少し残ってきた内容として、次回にお答えするというものがありましたので、それについて、おさらいを兼ねて少しだけお時間をいただきまして、

議題1としてご説明させていただきます。

議題2については、これから検討する事項となりますが、球の投げ方が余りよくなかったのでわかりづらいお願いになってしまったのですが、今回宿題という形で皆様からご提案いただいたものを本日資料4ということで配らせていただきました。こちらについて、皆さんの中から、アイデア出しという形で考えていただければと思います。議題としては、二つご用意させていただきます。

では、次第に従いまして議題に入らせていただきます。議題1、第1回審議会での疑問・質問について、会長お願いいたします。

坂野会長

着座させていただいてお話をさせていただきます。

では、議題1でございます。第1回審議会での疑問・質問についてということでございます。これにつきましては、まず事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

事務局（元田）

はい。では、資料1 第5次総合計画の概要についてご覧ください。こちらは、第5次総合計画のうち、今回の行政経営指針と関係のある個所のみを抜粋させていただきました資料となります。

あらかじめ送付させていただいておりますので、ざっと目を通していただいていると思いますので、今回ご説明させていただくのは、行政経営指針と、今回の行政経営改革実施計画とどのようなことが関係あるのかということについてご説明させていただきます。

資料の最終頁、行政経営改革の体系をご覧ください。こちらの資料は、既に第1回会議でお示したところですが、行政経営指針は、総合計画と連動し下支えする計画であって、今回皆様にご検討いただく行政経営改革実施計画は、その行政経営指針の内容について具体的な事業を位置付けた計画となっています。今回皆様にご検討いただくのは、この図の真ん中、黒枠で囲った部分の行政経営改革実施計画のうちの、最初の平成30、31、32の具体的な事業を検討していただき、実施計画をつくるということになります。

このような位置付けを踏まえて、総合計画についてご説明させていただきます。

資料の最初のページ、総合計画策定の趣旨についてご覧ください。

特に重要なところだけ説明させていただきますと、総合計画の策定の趣旨として、前回、行政経営指針の策定の必要性について説明させていただきましたとおり、市を取り巻く社会環境の変化に対して、将来を見据えた計画としていこうということです。

続いて、総合計画の位置付けについて説明します。総合計画は、市の最上位に位置する計画です。続いて、総合計画の構成についてご説明します。右下の図を見ていただくと、最初に見ていただいた図である行政経営指針の位置付けは、これらの総合計画の下支えと

ということで、下の部分に位置するものでございます。

前回の会議で、この行政経営指針に基づく実施計画をつくるのは、初めての取り組みであるということをお伝えしました。

今回、行政経営指針をはじめてつくり、市は、従来の削減の行政改革から、行政の在り方、やり方を変える大きな行政経営改革に舵を切り、そのもとで、行政経営改革実施計画を策定するということとなっていますので、初めての取り組みであるということですが、少し紛らわしいのは、白井市の考え方として、大きな計画をつくり、その計画を策定するための具体的な事業なり取り組みの計画を別に位置付けするということをよく実施しております。

この総合計画についても、総合計画の基本計画を実現するための具体的な事業として、前期実施計画を策定していますので、実施計画という表現がわかりづらかったかもしれません。

後ほどの評価の際に、改めて説明させていただきますが、この総合計画における実施計画の評価は、別の組織である総合計画審議会が評価を行うこととなっています。

実施計画という言葉を用いているので紛らわしいのですが、この総合計画の実施計画と皆様がこれからご審議いただく行政経営改革実施計画は、全く別の計画となります。

従いまして、行政経営改革実施計画の評価の結果については、総合計画に及ぶことはございません。

続いて、総合計画についてご説明させていただきます。総合計画の基本理念として、子どもから高齢者までの誰もが暮らしの安心を守られていること、健康で活躍できること、自分らしく活躍できることが大切であると考え、今までのまちづくりを継承し、「安心、健康、快適」の3つが大切であるとしています。

将来像としては、真ん中あたりにありますが、良好な形で次世代に継承するという視点を置いています。このことは、前回の会議の冒頭で市長からご説明させていただいたとおりでございます。資料1の説明については以上です。

続いて、資料2についてご説明させていただきます。では、資料2をごらんください。資料2はA3の資料になっております。

資料2については、前回の会議でもう少し具体的に説明が必要であるといわれたことが、二つございました。一つ目が財政調整基金と言いまして、市の貯金になりますけれども、この内容が6億円しかなくて、20億円が目標だということで、少しジャンプが大きいのではないかというようなお話がありました。そちらが1点目です。

2点目が評価に関することということで、何を評価したらいいのかということについてご質問がありました。こちらについても、振

り返りの観点でご説明をさせていただきたいと思います。

では、最初に財政調整基金についてご説明します。財政調整基金というのは、市の財源のいわゆる貯金みたいなものなのですが、この貯金というのはどういうふうにしてできてくるかということ、市の収入と支出の差でできます。

市町村については、実質的に黒字になることがほとんどなのですが、けれども、この黒字の積み立てや、将来を見越して、ある程度お金を取っていこうというようなもので、財政調整基金というのがつくられています。

今まで、よく言われていたのですが、市の標準財政規模、白井市は、国の基準では100億円ぐらいが標準財政規模と言われていますけれども、そちらに対しての1割に当たる10億円を基準にして、今までは10億円を切ることをないようにしようということを守っていました。

それが今回行政経営指針を策定するに当たって、有識者会議の委員から、災害などの不測の事態というのがここ数年多いことから、通常のときに10億円あれば大丈夫だろうと言われていたところだけでも、災害などの不測の事態を考えると、標準財政規模の2割程度が望ましいという意見があって、そのため今回の計画では、20億円を財政調整基金の額として確保すべき額にしていこうというのを決めたところです。

2番目として、財政推計との乖離はなぜ生じているのかということについてご説明します。財政推計では、平成32年の時点で6億円だというようなことで、前回の資料では示させていただきました。ただ、目標として20億円に関して14億円どうするのという部分について、説明として、文章が2行あったと思うのですが、この内容だとわかりづらいということだったので、そのあたりについて、もう少し丁寧にご説明させていただきたいと思います。

財政推計との乖離については、市は総合計画策定のため、平成27年5月に、平成28年度から37年度までの10年間の財政推計を作成しました。ただ、これについては、以後修正していないことから、現時点で大きく乖離が生じているところでもあります。

総合計画を作る前と作る前に推計をつくっているところですが、考え方として、シミュレーションなのだから、最新のものをやればいいのではないのかというようなご意見も多分あると思うのですが、白井市の場合では、シミュレーションを総合計画の前と総合計画を決めた後にやって、それ以降やっていないということで、現状では今のところやっていないという状況のため、乖離が大きくなってしまっているということになっています。

財政推計と財政の見通しの乖離額はどのぐらいなのかということ、こちらに記載させていただきました。

平成28年度末の財政調整基金は、当初、総合計画をつくる前につくった計画の財政推計が約14億円。財政の見通しでは、約17億円の見通しになっております。

ただ実際は、平成28年度の財政調整基金は、今までの行財政改革の効果や年度ごとの実質収支のプラス、先ほど言いました毎年の黒字を足したものになりますが、そちらについて約26億円ということで、財政推計との比較では約12億円、財政の推計との見通しでは約10億円の乖離が生じています

こちらについては、右ページのCの数字になります。CとDの数字になっていますが、当初、財政推計では14億円見込んでいたが、実際は26億円ありましたので、財政推計との比較では12億円の乖離があります。

財政の収支に関して言えば、17億円というふうに見込んでいたのですが、26億円実際にはありましたので、9億円の離れが生じているということになります。

最初に財政調整基金は20億円が目標として定めるということでご説明させていただきましたが、そもそも20億円は達成可能なのかということについてですが、例えば財政推計のものでは12億円ということですが、こちら財政推計では、平成32年の残高見込については6億円というふうに見ていました。ただ実際には12億円の開きがありますので、修正後の残高としては18億円というふうに見込んでいます。20億円として比較したときには、2億円の違いが生じているということになっています。

財政の収支では、同じような形で4億円の違いが出ているということになっています。

ただ、それでも2億円と4億円。2億から4億、20億円に達していないという状況になっています。ここの部分を埋めていくのが、この行政経営改革の取り組みと、あと平成32年まで毎年、基本的には黒字で少しずつやっていきたいと思っておりますので、収支のプラスの積み立てという形で20億円の目標を目指していきたいと、市では考えているところです。

これ以外にももう一点、第1回審議会での疑問・質問については、評価のことがありました。

評価については、先ほども少し触れさせていただきましたが、今回、行政経営改革実施計画の全ての事業について、皆様で審査をしていただく、評価を調査していただくということになります。

実際、来年から実施計画が進みますけれども、その全ての実施状

況について、再来年以降については、どうなったかということ、全ての実施状況について評価をしていただきたいと思っています。

もう一つ言われたのが、評価の中で、市民公募委員はどのような視点で評価したらよいのかということがありました。

市民については、市民の感覚で評価をしてくださいということでご説明をさせていただきましたが、今回のこの審議会の評価は、第三者評価として、基本的には外部の評価で、外部の視点で評価をしていただきたいと思っています。

市の行政サービスは、市民によって、サービスを受けて利益が生じる人とサービスを受けないため利益の生じない人に分かれる場合があります。市民として、どちらかの経験がある場合は、その経験というのは非常に重要なものですから、その経験をもとに評価していただくことも大切な視点だというふうに事務局としては考えています。

ただ、その片一方の、例えば利益を受けている人だけの視点ということではなくて、この審議会全体としての議論ということになっていきますので、それも踏まえて、特に学識経験者の方については、外部の視点とか、他市町村の状況というのをご存じですので、学識経験者の方、またはその利益を受けていない市民の方で、皆さんで議論をした上で、委員の合意によって、それぞれの立場を踏まえて審議会の評価としていただきたいと思っています。基本的には結論は一つになりますが、その過程においては、いろいろな方のいろいろな議論をもとに、一つの結論を導いていただきたいというのを事務局としては考えています。

また、先ほどとも重複する部分なのですが、総合計画に掲げた施策を推進するための下支えとして、行政経営指針や行政経営改革の実施計画がある以上、行政経営改革実施計画を評価することはわかるが、評価の結果、行政経営改革、実施計画の廃止を打ち出す事業があった場合に、総合計画はどう反映してくるのかということでお話がありました。

先ほど資料1をご説明させていただきましたように、総合計画に掲げた施策の実施状況については、総合計画の審議会で評価をしています。したがって、こちら行政経営改革審議会については、総合計画に関する評価を行いませんし、全く別のものとして、こちらの中で考えていただければと思っております。このようなことから、行政経営改革実施計画は、総合計画の施策の廃止などに直接結びつく計画ではなくて、行政経営指針の取組項目に基づいた計画、具体的な計画として位置づけているということになっています。

概要としては、資料1と資料2を使って、議題1についてご説明

をさせていただきました。事務局からの説明は以上になります。

坂野会長

どうもご説明ありがとうございました。今、宗和副会長と藤井委員いらっしやいましたので、今回初めておいでになられたということで、岩井委員をご紹介させていただきたいと思います。

岩井委員
坂野会長

日本大学の岩井と申します。よろしくお願ひいたします。

岩井委員は、情報政策であるとか、そういったところに関しましてご専門で博識でいらっしやいます。そういう意味では、今後いろいろお知恵を拝借することになると思いますのでよろしくお願ひいたします。

では議題1、事務局のほうからご説明いただきましたが、このことにつきまして、何か質問、あるいは疑問等ございましたら、さらにお話しただければと思います。いかがでしょうか。何か問題をここで解決をしておきたいなというふうに思いまして、もし今のうちに問題解決をして、その次に入っていきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか、山本委員さん。

山本委員
坂野会長
伴委員

大丈夫です。

はい、ではどうぞ。

どうしても私は理解ができないのですがけれども、第5次白井市総合計画があって、前期後期とあり、その実施計画というのがあります。細かい何項目に渡るものがありますよね。具体的に聞きますけど、この中身の総合計画の実施計画というの、市のそれぞれの所管のご担当のところで作られていると考へていいですか。

事務局（元田）
伴委員

そうです。

ですね。なので、それはもう業務ですよ。総合計画に基づくそれぞれの所管業務ですよ。それに対して、今回、白井市の行政経営指針となっております。それに基づいて行政経営改革の実施計画をつくってくださいということですよ。総合計画の実施計画と行政経営改革の実施計画は重ならないのだと。

事務局（元田）

基本的には、全体のことについて触れているものですので、内容としては重なるものがあるかもしれません。

例えば情報化の推進のものであれば、情報化の推進という一つのものを見れば、情報の担当している課がありますので、この実施計画で重なる部分もあるかもしれません。ただ、今回は仕組み、やり方を変えるという部分になってくるので、重ならないものも出てくるというふうに思っています。

伴委員

なぜこの質問をしたかという、我々のポジションがどこかというのが、まだちょっとはっきり見えていないのです。つまり総合計画に全体のいろいろな課題に対して、我々は提案したり意見を言ったりするのではなくて、行政の経営改革のテーマについて、具体的

な施策を検討しようとしているわけですよ。そこのポジションがちょっとよくわかっていない。

坂野会長
宗和副会長

私としては一応理解しておりますが、先生方、いかがですか。

それでは私の考えを、理解をお話しさせていただいて、もし間違っていたら間違っていると言っていたらそれで結構だと思えるのですけれども、話をさせていただくと、白井市としては、第5次総合計画というものを定め、さらにその具体的な内容として実施計画というものも定めた。今後これを実施していくわけなのですけれども、その一方で、実際にどのようにそれを実施していくのかと、非常に財政的にもいろいろ厳しい、そういう条件の中で、どうやって実施していったらいいのかということが決まっていなくて、やるべきことが決まったのだけれども、実施の仕方がよくわからない。その実施の方法を定めたのが行政経営指針であると。ですから、行政経営指針はこういうことをやっていきますよということが総合計画のように書かれているものではなくて、総合計画に書かれているものをどういうふうにやっていくかということが書かれていて、例えば具体的には、情報化の推進などをやっていきますということが書かれていると。ですので、言ってみれば総合計画と経営指針は、車の両輪のようなもので、両方そろって初めて実際にそれが推進できるのだというふうに考えておられると。

伴委員

そこで今回の質問をしたいのです。今おっしゃったとおりなのですが、そうすると、行政経営改革の指針に検討するに当たっての我々の前提とする命題は何ですか。フリーなのか、オールマイティーに全部できるという前提でやるのですか。それとも、財政的にはこういう制限があります。年数的にはこれぐらいの制限があります。そういう我々に与えられる条件が、まだ私はわかっていない。

坂野会長

恐らく、事務局のほうでまた後ほど言っていただければと思いますが、多分資料6に載っているこの部分、こちらのほうを検討してくれということ。

事務局（元田）

会長のおっしゃっているのは、前回会議資料6ということですね。そうです。

坂野会長

ということですよ。この部分だけはフリーになるわけですよ、この状況でいけば。ということではないでしょうか。もし違いましたら補足をお願いします。

事務局（岡田）

それでは今、伴委員さんからご質問があったところなのですが、行政経営指針につきましては、期間としましては、今年度から9年間計画の期間になります。この指針の下に、これから皆様方にご検討いただきます実施計画ができています。この実施計画につ

いては、今年度につくりますので、30年度からの開始になるわけ
なのですけれども、この新しくつくるものについては、30年度か
ら3年間の計画内容というものを皆様方に検討していただきたい
ということになっております。残りの5年間は、3年間実施後に、
新たに5年間分を新しい実施計画として、この行政経営指針を進め
るためにつくっていただくことになっているところでございます。

内容としましては、坂野会長がおっしゃっていましたが、
該当する箇所については、フリーというようなどころでお考えいた
だいて、進めていただきたいと思っております。

坂野会長

何かありますか、では。

事務局（元田）

多分、先ほど坂野会長からもお話しさせていただきましたが、フ
リーに関しては、全てに対してフリーというわけではなくて、あく
までも行政経営指針に書いてあるところについてのフリーという
ことと、あともう一つ、資料3でもご説明させていただきますが、
前回の資料の中で書いていて、この6項目についてフリーで議論を
してほしいという話です。

行政経営指針でどうやってやるかということなので、何をやるか、
どうやってやるかについてはフリーになっています。ただ、何をや
るかについては、フリーではありません。あくまでも行政経営指針
に基づいて行うこととなります。

それを実現するためにどうやってやるかはフリーですけれども、
何をやるか、何を目的にするかはフリーではないということだけ、
あくまでも行政経営指針の中で、行政経営指針に書いてあることを
どうやってやるかをみんなで検討してもらおうというような形にな
っています。

坂野会長

伴委員いかがですか。何か疑問点等ございますか。

伴委員

まだ理解ができていない。どうぞ進めてください。

坂野会長

また何かありましたらお話しください。恐らく、もしかしたら審
議会としての立ち位置であるとか、そういう話なのかなという気は
しないでもないのですが、とりあえず、おいおいまた皆さんと一緒
にご検討させていただきたいと思えます。

ほかに何か、幾つか議題ございましたが、質問等ございますか。
大丈夫でしょうか。よろしいようであれば次に入りたいと思えます。

次ですが、議題2、これから検討する事項についてということ
です。資料がございまして、これは事務局でご説明いただけますか。

事務局（元田）

はい。概要だけご説明をさせていただきます。資料3として、こ
れから第2回から第4回で、皆様は何をしていただくかというこ
とでご説明をさせていただきたいと思っております。

行政経営指針の中の6項目がございまして、第2回から第4回に

ついて、この6項目の内容を検討し、右側の具体的な取組項目を定めた計画書を作成するということになっています。

計画書には、今後の取り組み、目的、完了目標時期、実施内容、実施スケジュールを記入するということになっていますが、こちらの資料3の点線で囲まれた部分について、どういうことをやったらいいかというふうに、皆さんで検討していただくというのが、本日から第4回までの会議で皆さんにやっていただきたいこととなります。

それに向かって、今回、先ほどもご説明をさせていただきましたが、こちらの投げ方が悪かったのでもく伝わらなかった部分があるのですが、具体的な今後の取り組みのアイデアというのを皆様にお願いをしたところになっています。

皆様の意見、それぞれについて、文量などを事務局でまとめさせていただいていたのが、資料4となっております。取組項目1から6までそれぞれについて、皆様のご意見についてご記載をさせていただきました。この今後の取り組みのアイデアについて、それぞれ委員の名前と意見を記述させていただきましたが、この似たような意見については、事務局でまとめて一つのものにしています。

例えば資料4の最初のものになりますが、1から四つの意見があります。こちらについては、コミュニティファンドなどの内容について記載がありましたので、こちらについては、一つのものとして事務局のほうでまとめさせていただきました。

ただ、これは事務局がまとめたものなので、内容としては違うよというような話もありますので、その辺は会長のもとで、皆様の中で議論をしていただければと思っています。

例えばこの資料4の1ページ目になりますが、こちらについては、大きく分けて二つの提案、具体的な事業の提案がなされており、全部で六つの具体的な事業の提案がなされています。

それと、今後具体的に検討するときに、どういうものについて意識しなければいけないのかなということで考えてくださった委員さんが2人いらっしゃいます。今回の取組項目をやるためには、どういうことに意識して具体的なところを考えなければいけないよというところでご意見をいただいたものがありまして、こちらについては事務局のほうで分けさせていただきました。

本日皆様でお話をしていただく中で、具体的にこうだよということがあれば、いろいろと意見をいただければと思っています。

本日の会議では、こちらの取組項目、1から6までございますが、それぞれについて、皆さんで意見、アイデアがいろいろ出てくる状態、その内容についてはまだまだ粗削りで結構です。今回こういう

ことをやったらどうだというようなアイデアが出てくる状態を、議題2のゴールとして事務局のほうでは考えています。

次回以降、それぞれについて具体的に、近隣市の状況であったり白井市の状況であったりということをお示しして、第3回の会議になりますが、具体的に深掘りをしていくというのを第3回の会議で考えていますので、本日の議題2としては、それぞれの取組項目についてアイデアがたくさん出る状態というのをお願い、それについて皆様で調査、審議していただきたいというのが事務局の考えになっております。事務局からの説明以上で終わります。

坂野会長

ありがとうございます。事務局のほうで資料4、非常にご苦労なさってつくっていただいたこの資料をもとにお話を進めていきたいと思います。あとは取組項目というものが、それぞれ6項目ございます。この中で一応市側のほうで、現状としてこういったものがあるということもこちらのほうの資料に書いてございます。取組項目、それぞれ六つございますが、そのように書いてあります。

まず我々で宿題を皆様と一緒に発表会みたいになってしまいますけれども、その発表会みたいなもの前にお話をさせていただく前に、ぜひ事務局のほうで今後の市の取り組みをまず第1項目、最初は市民参加に資源提供云々ということで、市民参加の充実について、簡単で結構なので一言お話をいただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局（元田）

資料を郵送させていただいた中で、宿題と一緒にまとめて資料として送らせていただいたのですが、本日は皆さんお持ちですか。

こちらの資料については、ページ数を振っていないのでわかりづらいのですが、最初のところの取組項目1、基本方針1、市民自治のまちづくり、（1）市民参加の充実というところをごらんください。傍聴者の方は、配布資料として、「参考資料 市の現在の取り組み」という資料になっています。

行政経営指針に書かれている文言ですが、「市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄附や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します」とあります。

今回、委員の皆さんからは、ファンドの話が結構出ていましたが、市民が市民からお金を集めるという状況をつくっている。資源循環のあり方を模索するというを想定しています。市は、現在これについて、取り組みを行っておりません。この市の今後の取り組みということで二つ出させていただきました。

市には、「市民参加・協働のまちづくりプラン」という、市の市民参加や協働を今後進めていきたいと思いますという、平成25年2月に

つくった計画がございます。

次以降のページに記載をさせていただきましたが、この市民参加協働のまちづくりプランでは、公益的な市民活動を行う団体の活動における信用信頼を高めるために、市が認証を行う制度の研究を実行するという事を、平成24年度の策定時点では考えていました。

こちらについては、スケジュールについてずれてきてしまっていますが、今後やっていきたいというふうに考えています。

またもう一つが、公益信託制度1%支援、地域コミュニティ税など地域コミュニティの活動を支援するための財源確保の仕組みを検討するという事になっています。

こちらについては、調査研究として、いろいろな制度を見てきているところですが、具体的に何か今の段階ではやるということを決まっているということはないというのが現状になっております。以上です。

坂野会長

ありがとうございます。では、こちらの実施スケジュールのほうに、平成24年から始まっているとなっていますが、具体的には余り進んでいないと。

事務局（元田）

そうですね。どちらもほとんど進んでいないと思われまして。

坂野会長

わかりました。調査研究等の具体的な成果も実際にはまだないということでしょうか。

事務局（元田）

こちらについてもないと思います。

坂野会長

わかりました。ということだそうです。こういうものは、いずれ市がやるということ、ちょっと皆様で意識しておいていただきながら、皆さんと一緒に新しいアイデアということで、宿題を市のほうから賜りましたけれども、これを皆さんと一緒にちょっと考えていきたいと思っております。

まず、最初に、藤井委員のお考えですが、コミュニティファンドレイジングの場を創設し、専門家のアドバイスを受けながら健全に運営するという事でお書きになられたと思いますが、こちらについて何か説明であるとか、意図とかございましたらよろしく願いいたします。

藤井委員

実は、私が書いて、事務局に送らせていただいたのはもう少し長かったのですよね。文章を削って、まとめていただいたのですけれども、寄附というよりももう少し投資の側面を私は強く意識していて、実際に書いた文章をちょっと読ませていただきます。

銀行からはなかなか資金調達しづらいような、例えばコミュニティビジネスですとかを始めたい市民が、銀行に貯蓄するよりも利回りがよくて、社会に貢献する活動のために投資したいと考える市民に対して、直接プレゼンして、直接市民の方から資金調達できるよ

うな、そういう場を設けたらどうかな、と思っています。

というのは、私は、以前、自営業をやっていたのですが、自分で銀行にお金を借りようとすると、なかなか信用力がないと貸してくれないのですよね。これから団塊の世代の方々がもう既に地域に戻ってきていて、例えば今60代後半の方は、多分70代後半ぐらいまでは現役でバリバリやれる方も多いと思うのですね。

そういう方が培ったノウハウですとかで何かビジネスを少し始めたいなというときに、資金調達ができるような仕組みがあればと思ってこういう意見を書きました。どちらかというところと寄附というよりも投資の側面を少し注目してみました。

坂野会長

わかりました。すばらしい意見だと思います。その場合は、ファンドレイジングというのは、アメリカみたいに実際にファンドレイジングをする場を市役所のほうに設けていただくという形ですか。

藤井委員

そこはどうなのでしょうね。別に何か組織をつくってもいいのかなと思いますし、そこはちょっとわからないです。

坂野会長

わかりました。後ほど総合的にお話をお願いしたいと思います。次に、伴委員お願いいたします。

伴委員

私は、投資とかそういうことになると、いろいろな法律の規制があって難しいかなと思っていて、むしろ市民の皆さんには、幾つかの層があるのだらうと思います。

一つは、お金がないけれど活動はしますよ、こういうことをやりたいという人たちもいるし、もう一つは、私の友達なんかはそうなのですが、小金はあるけども、ちょっと自分ではやりたくない、手は出したくないというのがあるのですね。

そういう二つの市民層があるとすれば、やりたいけれどもお金がない、やりたいけれども人が集まらないという人には、そういう場を与える、あるいは提案してもらおうと。こういうことをやっているのだから、皆さん少しずつ寄附してよという層ですね。

そちらに対してももっと働きかけていいたらうと思うのです。だから行政が何かやってくれということではなくて、こういうことをやるので市民の皆さん少し寄附してくれませんか。それは何々に対して何を寄附するというのではなくて、こういうファンドを用意するからそこに寄附してくれませんか。それを運営するのは完全にオープンで運営して、やりたいという人に対して、こういう人たちに対してこういうふうに資金援助しましたということを、できれば全部参加できるというのが、消極的な参加と積極的な参加を両方組み合わせたいけることはできないかなと思います。

ここで実は、昔ありましたのは、そういうことを提唱して金もうけをしようという人たちがありました。したがって、そこは金もう

けではないということをきちんとしないと問題は残ると思いますけれども、完全にボランティアの世界で金を集めて、金を使う人に使ってもらおうということを市民の中でできないだろうかというふうに考えました。

坂野会長

ありがとうございます。また後ほど皆さんと一緒にそういった話も議論させていただきたいと思います。私のもの後回しにしまして、副会長お願いします。

宗和副会長

市民等からのコミュニティファンド（市民活動支援基金）の制度を創設するという形で、私もファンドのことを書いているのですが、私ももう少し詳しくあったのを削られたのです。

実は、以前、総合計画の策定のご支援をさせてもらった山形市で、こういうファンドがもうつくられているという状態です。総合計画をご指導させていただいたのは、恐らく6、7年前ではないかなと思うのですが、当時から市長さんが、こういう寄附を循環するという、そういう市民と循環するという考え方にすごく熱心だったということで、直接市長さんからお話を聞く機会はなかったのですが、職員からそのようなお話をお伺いして、たしかそういうのがあったなと思って、今回白井市さんのほうから、こういう宿題をいただいたときに調べてみたら、もう既に仕組みとして機能していたということなのです。

そのときの山形市長の考えは、やはり市民が行政に関心を持つということのためには、自分が市に行政にかかわり、先ほど伴委員さんもおっしゃられたように、活動としてかかわるのもあれば、お金を出すというかかわり方もあって、何らか自分たちがかかわっているということがすごく大事だというふうに考えられて、こういう制度が設けられているのだろうと思います。

そういうことを考えると、地域内、こちらのほうの目的に書かれていますように、地域内で市民が資金を循環する環境をつくるということは、それはそれでいいことなのだけれども、一体それをどういうような社会を目指してやるのかということをやちゃんと整理しておかないと、恐らく議論が非常にかみ合わないのではないかなというふうに思います。

確かに起業という形で支援をするというのも一つの目的だろうと思いますし、市民協働を活動する側、それをお金でサポートする側、いろいろな形でサポートする市民協働だけれども、もっと幅広くするというのもあると思いますし、そのあたりの目的を整理しないといけないのではないかなというふうに思います。

坂野会長

ありがとうございます。本松委員は、本日はおいでではないので、簡単に読み上げますと、商品は市民に無償で提供してもらおう。リサ

イクル品のチャリティーショップをつくる。売り上げは運営等に充てるといことです。同様に、定期的にフリーマーケットを開くというのも本松委員でございます。

次に、取組項目に関する意見ということで、これは視点を書いているわけでございます。まず片桐委員、こちらも本日はおいでではないのですが、片桐委員は、公共性は市民が自分の資源を提供することから生まれること。そして受益者は社会的弱者が優先されること。こうしたことを市民に明示しておく必要があるというふうにお書きになっておられます。では、山本委員、よろしくお願いいたします。

山本委員

私、ちょっと趣旨のずれたようなことを答えてしまったので、申しわけなかったです。具体案のものではないので、それも含めてお伝えします。

今、宗和副会長がおっしゃったこととちょっと似ているというか、かぶるのですが、私は一市民なので、知識もなければ力もなく、でも何か協力したいと思ったときに、自分たちのまちなので自分たちがかかわってよくしていく。それをわかってもらうために、一方的にその知識がある人がこういう案があって、気がついた人だけ手伝ってくれとか、興味のある人だけが積極的になるのではなくて、自然とみんな市民にそれが伝わるみたいな形でできたらいいかなと思ったので、全員の意見を今、拝聴させていただいて、ああ、それも一つ、すばらしいさすがだなと。私が気付かないことで、さすがだなと思ったのですけれども、その後、伴委員のお話を伺って、そのほうが、より多くの人たちがさらにかかわるかなと。お金があるけれども、足りなくて必要とする人のための投資につながるかどうかというのではなくて、力を貸せる行動力はある、手伝う。

お金だけなら出せないとか、いろいろその人の持っている力というのが違うので、その人その人ができるものを出し合っただけの何かの案が誤解なくみんなに伝わって、お金を出すというと、お金のない人は出せなくなっちゃうし、何か活動しようと思えば本末的なことになる、動けない人はやれなくなっちゃうので、自分にできること、より多くの人々が力を貸せるみたいなものでそれがうまくみんなの助けになるということが、より関心のなかった人たちの耳に入るというか、気持ちを動かすような報告がまず大事かなと思っています。では、どうするかというような意見ではないですけれども、ちょっとそこを考えてきました。

坂野会長

ありがとうございます。最後に私でございますが、私が書きましたのは、重要な項目は中間支援NPO、すなわち我々インターメディアリーと言っておりますが、その中間支援のNPOをいかに育て

ていくかということでございます。

そのために、実は一昨日も神奈川県相模原市というところに行っておりましたけれども、相模原市では、2009年にゆめの芽という認定NPOができました。その認定NPOは市民ファンドをみずから運営していくわけでございます。次に、市と協働いたしまして、ゆめの芽さんが市民から寄附金を募った同額をマッチングということで、相模原市さんが同額出す。例えば極端な話、100万寄附金があれば、100万相模原市さんが出すということで、一応市民の意識も育てながら、市が協働に支援をしようというような、そういう協働ファンドというのを実際運営しています。それによって実際、中間支援NPOというのを育てていたり、NPO、市民活動ですから、みずからみずからを育てるというのがやはり市民活動の基本でございます。そういうことで、非常にこういったものができたらいいなという、その思いで書かせていただきました。

なお、相模原市さんもそうでございますし、例えば私の大学のあある松戸でもそうでございますけれども、今度は市民大学であるとか、あるいは協働まちづくり大学という市民大学ができます。それはなぜかという、地域の人材のまさに公共の人材の育成のために地域の活動、NPOなど市民活動の担い手を実際に育てるという、そういう市民大学をやっています。それは一般的には、中間支援NPOがみずから市民大学をやって、そして、そこから育った人が、また市民活動に入るということをやっておりますので、そういう意味では、この中間支援NPOというものの誕生、あるいは創設というのは、非常に重要ではないかなというふうに思ったということでございます。以上、皆さん、こちらのほうに宿題として出てきたものを全て皆さんと一緒に話をしましたけれども、この中で、皆さん何か疑問、もうちょっとここを育てたらいいのではないかなということをお願いしたいと思いますが、せっかくだから、本日初回の岩井委員、客観的に何かご意見ありましたら。

岩井委員

私は今回意見をしなかったのは、やはりこういった話というのは、市民側からの声ということが重要だと考えているのです。先ほど宗和副会長がおっしゃられたとおり、申しわけないのですけれども、これは手法ですよね。

これは、もう少しきちんと何のためというか、それぞれ手法なので、では市民の方々が求めている、あるいは白井市さんが求めている方向とか目的とかというものを明確にして、それぞれの手法って変わってくると思うのです、

なので、そこは僕がまとめるべきではないかと思うのです。先ほど申しましたように、市民の側が求めているものというものが何か

というのがわかって、さらに相模原市もそうなのですから、では相模原市のものがここにマッチング、それこそですから、一致するかもわからない部分があると思うのです。

大学の市民大学もそうなのですから、ではそこで求める人材というものが明確化して、この資源をあるいは資源と言いますと、ここの市の資源というものが何なのかというものを明らかにして、きちんとその目的や何かというものを明確化しておいたほうがいいのではないかなと僕は思います。

さまざまな手法はあるのですけれども、それがこちらに合うかどうかはわかりません。あるいは、では市民参加ってどのように捉えて考えていくのかですね。その公共人材というものを育成していくということに考えるのかというところが、変わってくるのではないかなというふうに僕は思った次第であります。

坂野会長

ありがとうございます。非常に深いお話でございました。副会長もおっしゃられましたけれども、確かにその地域が求める人材、あるいは地域が求める市民活動というのは、それぞれあるべきでございいます。

それは、私たちが、研究している住民自治、最近では市民自治というふうには呼ばれることが非常に多くなっていますが、それをどう考えるかという議論でございいます。

例えば一つの例として、白井市は、千葉県の中で一番最初に市民参加推進条例ができたところです。ですから、そういう意味では県内初の市民参加の条例ということで、かつては注目を浴びました。

現在はあるのかなという、そういうふうな、市民には、そういうふうなものがあるらしいというような声も聞かれています。白井市は、今も他市よりも実は非常に盛んです。これは客観的に見ているから言えるわけで、間違いなく非常に盛んです。そういう中には、そういう理念であるとかその思いというのはあるはずで

これはここで言うよりは事務局さんに、その推進条例、趣旨とかそれは次回で構いませんので、本日は無理だと思いますので、そういったことを含めて、お話をぜひお願いしたいと思います。理念までここで話をしていると時間がなくなりますので、ぜひそちらのほうをお願いしたいと思います。どうも岩井委員、ありがとうございました。すばらしいお話だと思います。

ほかに何か今の岩井委員の意見を受けてでも構いません。何か皆さんの宿題、すばらしいご意見賜りましたので、その中からこうしたほうがいい、いや、これはやったほうがいい。いや、こっちじゃないかとそういうような話がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

最後は副会長にご意見お願いしますが、市民の意見ということでしたから、山本委員何かありますか。別に感想でも何でもいいのですけれども。

山本委員

私ごとですが、私は白井市に住民登録しているから白井市民なのですけれども、家が借家で賃貸なので、いつでも出ていこうと思えば出ていけるのですが、つい先月ぐらいから、根を生やそうかなと思って、家を買おうと思って考え始めました。

それは、やはり住みやすいと正直思ったし、だからもっとよくしていきたいと思うし、いろんな人によさをわかってほしい。この年齢になるまで割と引っ越しをいろいろしているのです。県も千葉県、東京都、神奈川、長野、あと海外にも行ったことがあります。その中で、来たときは何もなかったところだと思ったのですけれども、もっといたいと思っておりますし、私以外の人たちに、白井市をよくしてもらいたいなど。

坂野会長
藤井委員

素晴らしいですね。そうですか。どうぞ、藤井委員。

市民の方の個人個人の市民の方に注目するのも大事なのですけれども、一つ、今お話聞きながら思ったのは、既存の各団体というのがありますよね。私は、今、医師会の事務局で仕事をしているのですけれども、例えば、医師会を初めとして、歯科医師会、薬剤師会などそれぞれ各種団体があって、そこは公益団体として活動しているのですけれども、特定の職種のための団体です。

しかし一方で、例えば医師会なんかは、地域医療のために広域的な中間支援組織のような役割も果たしているのですね。地域の中で他職種を結びつけるハブのような役割をしますし、私自身が他職種の事務局として働くこともあります。

そうすると、新しい中間支援組織をつくって、それぞれを結びつけるということもそうなのですけれども、それとはまた別の次元で、既存の組織がそれぞれ少しずつ自分の枠組みをはみ出して、ちょっとずつおせっかいをするような、そういう土壤をつくるような場というのも大事なのではないかなと思っています。

それは自分が例えば医師会の場合は、医師会の会員の先生方から集めて会費で運営していますので、できることは当然その定款に限られたことに限っていますし、もう非常にガチガチなのです。しかし、それ以外のことをやるようなファンドをどこかから持ってこられるというようなものがあれば、できそうな気がするのですよね。何かちょっとその辺の新しいものと古いものとの融合みたいなものをぜひ考えたいと思います。

坂野会長

ありがとうございます。議論としてはその辺は、市民活動組織の現状というのはどうなっているかということがわからないと、ちょ

っと難しい議論になると思いますので、事務局には申し訳ないですけども、また、そちらのほうもよろしく願いいたします。

では、伴委員、次お願いします。

伴委員

一つだけ申し上げたいのは今、多分、事務局からも出てくると思いますが、今でもボランティア団体とか結構ありますけれども、それから各地域のそれぞれのセンターにも、いろいろな活動をしているところがあります。

それを市民の皆さんもよくそれを知っているのだろうなと思っていたのですが、案外知らない。活動は、広報に出ているし、募集しているし、案内も出ているのですが、案外知らない。

もともと私は40年ぐらい東京に勤めていて、10年ぐらいしか白井市との関連がないのですけれども、話をしていくと、その中でも、やはり言っている割にはみんな知らないねということが多いですね。

どのように知らせるかというのを、いろいろなことを考えるときに加えていただきたいというのが一つありますね。どのように工夫して知らせるかということですね。

坂野会長

ありがとうございました。恐らく2番であるとか、それ以降の話とつながってくると思いますので、またその折によろしく願いいたします。

宗和副会長

先ほどこういった市民からの寄附が循環する世の中というか社会をつくっていくということがあって、それは何のためにするのですかということを、まずしっかり整理をする必要があるという話をしましたけれども、それ以外にも実際に仕組みをつくろうと、こういうことをしようと思うと、本当にその仕組みがうまく回る仕組みなのかというのは、すごく難しいだろうと思います。

寄附が集まって、それを市民協働に使って云々なんて美しい世界ですけども、現実問題は、ふるさと納税のように、何か見返りがなければ寄附しないというのが大部分なわけですよ。ここではふるさと納税のように物で返すということができないのであれば、どういようなメリットを市民に提供できるかということを考えないと、例えば自分が100円寄附して行政に参加したと思ったら、それが本当にどういうふう実感できるのかというようなことがちゃんと整理できないと、幾ら言っても言葉だけで終わるだろうなという気はします。

ですから、そのスキームをどうするかというのはすごく大事だということと、スキームにもちょっと関係するのですけれども、伴委員がおっしゃるように、どうやって市民に知らせるかというのはすごく大事で、特に自分の払った寄附がどういうふうに使われている

かということに伴うものです。

言い方は、厳しいかもしれませんが、今まで考えておられるような市民に対する周知とはレベルが違う、もともとやっている責任のレベルが全然違うと思います。ですから、もしやるのだったら、それぐらい責任ある周知をしなければいけないという自覚のもとでやっていただきたいと思います。その自覚がないのだったらやめておいたほうがいいのではないのかという気がします。

坂野会長

ありがとうございます。副会長のおっしゃるとおりで、そのあたりは非常に難しいところだと思います。ありがとうございます。次回、またこういった議論をしていくと思います。

まず、先ほどの話ではないですが、実際、白井市の市民活動の方針であるとか理念というのは、もう既にあるはずなので、そういったものをお願いするという。市民活動の現状を事務局のほうにぜひお願いしたいと思います。

こういう形で進めていきたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。新しい情報をまた事務局のほうからいただいて、もう一度議論を再開するというにさせていただきたいと思います。

次に、皆さんの宿題をしていただいた2番というところに入るかと思います。広報やICT云々というものです。こちらのほうでございしますが、事務局のほうで現状としてはこんな形だということがございましたら、よろしくお願ひいたします。

事務局（元田）

組項目2ということで、基本方針1の市民自治のまちづくり(3)の情報共有の徹底と可視化 ①広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。ということについて、現在の取り組みについて説明します。

資料をご覧ください。現在の取組みとして、情報提供施策の推進に関する基本方針に基づいて、情報提供をしています

具体的には、広報しろいや自治会の回覧で印刷された広報紙による情報提供を広く提供しています。それと併せてあわせて市のホームページやメール配信サービス、あと、なし坊 Twitter によって、コンピューターを使った情報提供というのを行っています。

また、最近の話なのですが、広報しろいの配信とかごみの分別については、スマートフォン用の無料アプリを使って情報提供を行っているところでは、

市の今後の取り組みなのですが、窓口手続をわかりやすくするために動画などを利用し、情報提供等を位置づけています。

現状として、それ以降のところはどういうような形で情報提供しているかということについては、白井市の情報共有の現状として資料を添付させていただきました。

坂野会長

ありがとうございます。今回は、岩井委員はこちらのほうのご専門でいらっしゃるということなので、まず皆様方の宿題というものでアイデアをご披露しながら、岩井委員にもご見解を頂戴したいと思います。

では、まず藤井委員からお願いいたします。

藤井委員

素人意見で恐縮なのですが、やはりテレビだろうと。まずはテレビ見る方が多いだろうと思って、ケーブルテレビの1枠に出てもらって、地域密着田舎の番組で、必ず毎日、例えば「白井市トゥデー」でも何でも、あるかどうかわからないのですが、そういうニュース番組で5分枠を必ずもらって、毎日毎日放映するというのは必要かなと思っています。

それからもう一つ、YouTube などですけれども、チャンネルを開設していただいて、動画を発信していただきたいのですが、例えば、市長がずっと政見放送みたいにやるような長いやつは絶対だめだと思っておりますし、職員の方々が真面目にやるのもだめだと思っていますので、私が書いたのは、例えば市民との協働で、学生さんとか地元で活動する劇団員さんとかお笑い芸人さんとかでもいいのですが、絶対おもしろい内容にしてもらい、必ず3分ぐらいでおさまるような内容にってもらってたくさんアップすると。つまらない内容は不可というようなもので、遊び心あふれるものでぜひつくっていただければおもしろいだろうと思います。

坂野会長

ありがとうございます。

では、私の意見は最後としまして、本松委員はおられませんので、読み上げますと、緊急の場合はスーパー等の民間施設を通じて情報を発信するということが書かれています。

では、副会長お願いします。

宗和副会長

先ほど岩井委員のほうから、今回こうやってアイデアを求められて書いているのだけれども、こんなのは手段だろうという話がありましたけれども、私は、広報やICTを活用した情報提供の充実を図りますというお題に対して、手段に割り切って回答させていただきました。

漫画を使ってわかりやすくする。ということはわかります。そうなのですが、本当のことを言うと、広報やICTを活用したって、もちろんそうなのだけれども、何かもう少し情報提供のやり方って、もっと根本的に考えないといけないのではないかなという気も本当はしています。だからといって、回答があるわけでは全然ないので、ここはもう手段に割り切っています。

坂野会長

ありがとうございます。

では、次に行きます。視点のほうの問題でございますが、片桐委

員おられませんので、代読させていただきます。情報は提供しておしまいではない。①どこにどんな情報があるか。②その情報はどうすれば得られるか。③その情報に対する意見をどう受け入れるか。④意見に対する行政としての対応を速やかに行う。⑤結果を再び情報として提供するという流れを考慮する必要があるということでございます。まさにそのとおりですね。

次に、伴委員をお願いします。

伴委員

私は、ちょっと全く逆のことを考えています。白井市の広報は、月2回ですが、5月15日号から、私が奉職しておりました白井市のシルバー人材センターというところで、全ての世帯、事業所も含めて、2万5,000世帯というふうに言っていますが、そこに全部配るということをあえて始めました。

なぜかという、実は、市長とお話をしたときに、広報等で周知徹底しているというから、広報どのぐらい配っているのだと言ったら、6割だと。世帯数の6割しかいないということでした。

今の市の予算の中でいいからシルバーに全部配らせろということで、ちょうど2年ぐらいかかりましたが、月2回、今80人ぐらいで配布しています。

まだスタートしたばかりなのですが、市民の方々からもいろいろな注文があったり、喜ばれたり、それから、配布している会員からもクレームがついたり、いろいろあります。

このテーマからいきますと、実は、そのシルバー人材センターでも、SNSを使ったもっと高度な情報提供を会員の皆さんに提供しようと思ったのですが、500人の会員を調べたところ、それを使えるのが1割に満たなかった。これは世代の問題もあります、当然60歳以上ですから。そうすると、それをやって数人、数十人のメンバーに喜んでもらっても、とてもだめだと。

広報を全部配りたいというのは、実はその発信があって、いろいろな方法があって、いろいろなアイデアがあって、いろいろなことをやるべきだと思うのですが、

最低限、広報は全部に配るところをまずやってみないと、何をやっているのだという話になってしまうので、今回、来月、実は広報を全部配るといふことの派生的な問題で、これも配ってくれ、これも配ってと、また次々出てきそうなので、非常に配っている会員から文句が出てくるだろうなど。そのところで、このテーマが情報を提供する方式を展開していくのか、情報そのものを徹底するのか、ちょっとニュアンスがどっちかなと思ったのですね。

坂野会長
伴委員

多分提供ということですから、提供方法ではないですか。

そこら辺のニュアンスが、ちょっと違うかなと感じました。

坂野会長

また後ほどご専門の岩井先生のご見解をお伺いしたいと思えます。では、山本委員、よろしくお願ひします。

山本委員

情報提供の充実ですね。やはり、SNSとかもいいと思うし、テレビも安心でいいと思うのですけれども、年齢層とか性別とかステータスって、その生活をしている範囲や目につくもの、そのイメージが全然違うと思うのです。

自分が妊婦だと、こんなにまちの中に妊婦がいるのかと思うけれども、妊婦ではないときは、妊婦1人も目につかないとか、お子さんを抱えている人はお子さんのいる生活をしているだろうし、職業によっても、レジヤなどに関係して働いている人と机に向かって働くサラリーマンは、それぞれ違うと思うのです。

年齢でもお年寄りにしても、おうちから出ないお年寄りにネットで中継しているから見ろと言っても、この時間だからとパソコン立ち上げてと早々にはできないと思うので、年齢層によって、一番見やすいとか、関心に向ける必要があると思ひます。

使いなれている人は、暇さえあればどこにいたって使うわけだから、その時間でこれをチェックしてみたいなど、白井市のホームページ開こうかなみたいなのになっていけばいいけれども、それは高齢の人には無理だと思ひているので、書類を使うものでもいいし、例えば走っているナッシー号のバスの中の掲示物でもいいし、みんなが集まる図書館みたいところや、市民プール、コンビニとか、柱はそれぞれあるのですけれども、何気に目にしたり何気にそこにアクセスしたり、日常的に見ているところにそういう風に持ってきて、ファミリー層にはファミリー向け、単身者には単身者で、男性は男性専用。どうしてもやっぱり直接人づてじゃないと伝わりにくいかもしれないなので、そうすると、広報紙を活用しSNSも活用してで、良いと思うのです。

ただ、もし、そのテレビのチャンネル、時間を買うとかだと、かなりコストもかかると思ひます。やはりそれを実施したときに、支出よりも収入が上回ればいいわけなので、そこが見込めるかどうかのところだと思ひます。

藤井委員

無料で提供してもらいたいですよ。CATVだったら。

山本委員

ふなっしーみたいなキャラとか、ジャガーさんは知っていますか。ああいうのは行政に関心がない人とかでも、それを目的に見てくれたら自然と情報が得られるみたいなアイドル的なものがあると引張れるかな、みたいなこととかがあります。

坂野会長

ジャガーさんの話は昔のことですか、今ですか。

山本委員

今も昔もです。

岩井委員

あれは、広告を出しているのですよね、千葉テレビに。

山本委員

有名になるといいかなと思って、場所を通した情報提供、それが大事ではないかなと。まとまりがなくて済みません。

坂野会長

ありがとうございます。私も全く同じことを考えていまして、対象者ごとというのが、ターゲットは違うものですから、いろいろあって、難しいなというふうに思っています。

私が書かせていただいたのは広報紙ですが、自治体広報の情報提供というのは広報紙が基本です。広報紙は基本ですが、結局、Facebook であるとか YouTube というのが、これから非常に活用されていくという建前もありますし、岩井委員がよくご存じだと思いますが、議会中継が多くなったので、広報は余り出ないところももちろん出てきました。

そういうことで重要なのは、対象者ごとということで、デジタルデバイドと申しまして、実際にパソコンを使えない人たちのケアをどうしていくかというところのほうが、むしろ情報政策では今、非常に注目を浴びております。

あえて藤井委員のご意見について言いますと、ケーブルテレビというのは、私も 20 数年、東京の中野区というところに住んでおりますと、多分ケーブルテレビの発想は同感だなというふうに思います。やはり中野はこういうことを非常によくやっております、藤井委員が今中野におられて、私は中野区民であった時期が長いものですから、なるほどというふうに思ってしまった。ありがとうございます。では、岩井委員。

岩井委員

先ほどもご意見があったところなのですが、これは情報提供ということだけでいくのか、僕からすると、広報というのは基本的に言うと、知らせる部分と聞く部分があって、その両輪でなければいけないわけです。しかも、聞かない限りにおいては、情報提供というものが有り得るのかと。聞きたい内容を提供しない限りにおいて、その年代というものも見ないはずなのですよ、情報というものに関して言うと。

もちろんメディアということは、今もご意見があったところなのですが、階層法というか、いろいろなところで分けていって、分けているというよりも手段はいっぱいあったほうがいいと思うのです。

ただ一番は、幾らお金かけていいメディアを使ったとしても、先ほど問題になっている、伝わっていなかったらはっきり言うと意味がないのですよね。「伝えている」ではなくて、今は「伝わる」というところを考えていかなければいけなくて、昔から言われているのは、それが配布の重要性と言われているところなのです。

いわば、情報というものは、きちんと配布していかなければなら

ない。ですから、先ほど広報紙ですけれども、これを配っていくというのは非常に重要なところではあるのですが、では果たして広報紙に、若者が見るような、引っかかるような内容があるかということとそこがクエスチョンになってしまう部分です。だから、皆様方の中でどういった情報というものがほしいかというのが、まずは、僕は重要だと思います。

メディアに関して言いますと、分け方があって、先ほどの情報もそうなのですが、年代によって入口メディアが違うわけです。

1番の入口メディアというのは、やはり人なのです。人間メディアと呼ばれるところなのです。これは影響力が強いですし、例えばですけれども、ホームページというのは、それこそ自治体のホームページというものの開設というのは、年代が二つに分かれると言われています。

一つ目の時期は、職員の意識です。職員が、今ホームページというものがあるから開設しよう。次の二つ目の時期というのは、ほかをやっているからつくりましょうというものです。

更に言うと、ホームページの活用の仕方というのが、観光を中心にしている自治体は外向けなのですよね。

あと、これは受け皿メディアとしてのホームページですが、いわばホームページのほうに引っ張ってきて使える方は、そこで詳細を知るといえるものです。

もう一方で、本来はホームページでいうものは、双方向性ということが言われるのですが、結局そこにアクセスしてくる人というのは、関心がある人だけになってしまう部分があるのですよね。

そうなってくると、やはりさまざまなメディアがありつつ、いかに年代で、その内容もそうですけれども、対象をセグメント化していったって、誰に何を伝えたいのか。それが今までで言うと、広く市民の方々に伝える、それだけだと多分つながらないですし、伝えていきますと言うけれども伝わらない、反応がないことになるので、そこが難しいところで、仕掛けというものは必要になると思う。

先ほどのジャガーさんというのは千葉テレビなのですよね。千葉テレビは、今、実は結構注目されているのですよね。千葉テレビというところは、余り財政豊かではないらしいのです。

ただし、千葉テレビは、ローカルに特化しているのです。たしか天気予報にしても何にしても本当に特化していて、それで注目を浴びて、千葉の方々が見ているというテレビ局として注目を浴びているのですよね。だから、そういう何らかの仕掛けとか広報ということがあれば、ということですね。

先ほどのホームページなのですけれども、ホームページをつくっ

ても関心がないと絶対来ないと思うのです。その意味でいうと、紙媒体って結構重要なのです。

先ほど配布の重要性ではないですけれども、配られて、何かのときに見る可能性があるのです。なので、ICTとかそういうのも重要なのですけれども、従来型に合ったメディアというものの再検討だとか、それこそ地域というものの人が集まる場所とかそういったことを、それぞれ違うと思うのです。

これも地域によって、都市部とかとは違いますし、もちろん先ほどのケーブルテレビというのは非常に僕もいいと思うのです。

コミュニティということを考えて、そういうのは地域で違うわけですね、ケーブルテレビというのは。その辺の実情というものがわからないと、とは思います。

ありがとうございます。

坂野会長
宗和副会長

千葉テレビさんが頑張っておられるというお話もありましたけれども、千葉テレビは自分たちが生き残るために、また社会に尽くす貢献しようと思ってターゲットを絞って、ローカルに絞ってやるという戦略を持たれてやっておられます。

それに対して、白井市はというと、広報やICTを活用した情報提供の充実を図りますという、それはそうだけどということ、ここに全然戦略性はないですね。

本日は、ちょっと厳し過ぎることを言いますが、なかなかつまらないよねみたいなそういう次元で議論するのではなくて、もうちょっと戦略性を立てないとだめだということを考えてほしい。

今見たら基本方針がつくられているようではありますが、基本方針も何か媒体のこと、提供方法が次のページに書かれていて、提供方法が羅列しているだけで、これも戦略を整備しているとはとても言えないなという気はします。

千葉テレビがある程度ターゲットを特化してやるというのは、それはいいのだけれども、行政なので、役割として、やはり幅広く最低限の情報は提供しないといけないというのはあると思うので、そう考えたら、広いところに広報紙を配るというのは必要不可欠なのだろうなというふうに思います。

それと自分に置きかえたらいらぬ情報、どんどん情報は来るけど、こういう時代なので、もういらぬ情報は瞬時に削除して、1秒で削除ですね。いる情報はこうやって必死になって探すということなのだから、それを考えたら先ほど広報紙を配るというのは、やはり行政の中に必要だという話をしましたけれども、その一方で、求められた場合には、ちゃんとどこに情報があるかというのをわかりやすくしておくというのはすごく大事なかなと思います。

ホームページなんか見ても、どこのホームページも非常によく似ているので、実を言うと、慣れているから探せるのですけれど、でも普通の人はこの探せないだろうなと思います。そういうのを考えると、求める情報は求められたらちゃんと出せるというのはやはり大事なかなと。

伴委員

一つだけ弁護していいですか。おっしゃるとおりなのですからけれども、白井市の広報、あるいは白井市のホームページは、全く白井市の行政機構そのものです。

何の面白みも何にもないです。ただ、中身的にはこれはレベルとしては相当高いと思う。

昔ISOとかいろいろやったので、レベルは高い。何でもぱっと100%出てきます。

ところが、例えば広報の後ろにある、お子さんの何とか会ありますよ、何とかという会がホームページに出ていない。つまりベースのところはきちんとやっておいて、こちらから見に行きたいとか、知りたいという情報のホームページの部分が全く欠落している。

そういう情報が集まっているにもかかわらず、ホームページにそれを提供していないというのはもったいないよね。本体のほうは見なくてもいいから、そっちを見たいというのはいっぱいいるわけですよ。子供のために何かやっているとか、我々年寄りだったら、年寄りが何か動けるとこあるとか、探したいとかいうところが、ホームページの一発で出てくれば、それは見たいというか。

広報をもうちょっとそういう楽しむところをやると、広報を待ち望んでいるというレベルもあるのだらうと思うのですが、今は全く行政そのものですから、余りおもしろくない。そういう二重には必要だと思うのです。今の広報を変えるとかどうかというのではなくて、あるいはホームページを変えるというのではなくて、そういう分野もそういう手段を使ってやってもいいのではないかという感じがします。

山本委員

今のお話を聞いていて、ホームページとかはネットは、キーワード入れれば検索できるので、自分の知りたいことを入れたらそこがすぐ出てくるように充実させて、面白みのないかたいこと、そういうのを見たい人もいるし、一番、最後に載っていきそうなものが見たいみたいなのもいるでしょうから、それらのことに答えられるようなものがちゃんと載っていて、紙の新聞みたいなものは、お年寄り向けのものとか、子供向けのものとかというのを幾つかに分けて、何種類か大変でなければあると、その家庭に即したものが、紙の状態では実用な読み物であると、何かよりイメージが。それをポスティングするのか、まちのどこに置くのかというのは、また一つの手

段で検討していければいいと思います。

坂野会長 ありがとうございます。恐らく山本委員がおっしゃることが、多分、岩井委員のおっしゃった件についての究極的な話ですよ。

岩井委員 荒川区などは、たしか子供向けの広報紙出しているのです。ただお金かかるのです。

坂野会長 そうですね。コストの問題ですね。

岩井委員 此の問題が絶対出てくるのですよ、これは。

伴委員 ちょっと一言余計なことを言うと、広報がなぜ配られなかったというのは、新聞とる人が少なくなったからですよ。白井市はスマホで、携帯で広報見られるのです。あの横にそういう興味のあることを載せれば、絶対見るなという感覚なのです。本体なんか見なくていいから、おもしろいほうをスマホで今、全部見ているのです。だけど広報をちゃんと見るかなというところを恐らく見てないという感じだね。

坂野会長 おっしゃっていたように、非常に多角的な広報戦略というのが必要でございます、副会長がおっしゃったように、まずポイントは、行政は一般的に戦略がないというふうによく言われますけれども、恐らくここで書かれるのは、戦略をしっかりしなさいという話になるのだと思いますし、あとは先ほど岩井委員おっしゃったような対象セグメントということと、私、実は私のほうには双方向のコミュニケーションというふうになっているのです。これ実はツー・ウェイ・コミュニケーションと言いまして、岩井委員はよくわかると思いますが、広報と広聴を両方生かしなさいという話だったのです。

そういうのをきちんとするという話でした。そこで事務局さんにお願ひしたいのは、確かに市民の状況ということで、入口の話は非常に広報がたくさんあるということはわかるのですが、18歳以上ということになっています。年代別にわかりますか。

事務局（元田） 年代別ということですか。確認します。

坂野会長 できれば次回検討する際にご用意ください、今回は、次にまず行こうと思いますけれども、できれば事務局のほうで、ご専門の岩井委員にほかのところでは先進的にはこういうことをやっていらっしやると。

お金の問題があるので、白井市の財政の問題があるので難しいですが、うまくやっているという例がありましたら、ぜひ岩井委員にご教示いただきまして、次回お示しいただければというふうに思います。この件については、今、ものがない状況なので議論もしようがないので、いかがですか。

次回は、そういう話で、この部分は、岩井委員にご教示いただくこととなりますけれども、よろしくお願ひいたします。

岩井委員
坂野会長

はい。

では、次に行きたいと思いますが、夜も遅いのでこのまま進めます。

三つ目に行きたいと思います。三つ目ですが、出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めますというところですか。

現状として、市側のお話を簡単で結構なのでお話しいただければと思います。

事務局（元田）

取組項目3になりますが、現状の取り組みとして、市職員が市民の学習会場に訪問し、市政の取り組みなどの話をする出前講座でやる、なるほど行政講座というのを実施しています。これが平成28年度ですが、年間66回です。1回あたりが大体30人ぐらいということなので、1,800人ぐらいの人が受講しているような状況になります。

また、市長がまちづくりの課題や問題等について、意見・提案などを市民から直接聞く機会として、市民からの申し込みで開催するミニ懇談会、市長との懇談会があります。

あとは、市が必要に応じて市内全域で開催するタウンミーティングがあります。これは直近にやったのが、総合計画の策定に当たり、小学校区ごとにいろんな人が集まり話し合いをするタウンミーティングを平成27年度に開催しました。

また、白井市では、先ほど坂野会長からお話しいただきました市民参加条例という条例がございます。こちらの中で、重要な条例や計画をつくる時は、ワークショップなど、こういう審議会やワークショップなどをやるのが義務づけられていて、やっているというふうなことになっております。

市の今後の取り組みですが、こちらの中にも入れさせていただきましたが、今年度からeモニター制度というのを始めました。こちらについては、市民の皆さんから、インターネットを使って意見をいただくという形になりますが、こちらからアンケートのようなものになりますが、意見を募集するeモニター制度というのをつくらせていただきました。まだ始まったばかりでして、今募集の段階なので、ぜひ市民の方は登録をしていただければと思っています。7月ぐらいに第1回目をやっていきたいなと思っていますところですか。

また、先ほどの市民参加、協働のまちづくりプランについては、こちらの中でも次のページ以降に書いていますが、参加しやすい市民参加の手法ということで、Facebookなどをあげています。

Twitterは、なし坊のTwitterを始めているところですか。Facebookについては、常設的なものということではなくて、イベ

ントごとに、例えばお祭りなどいろいろなイベントについて、Facebook でページをつくってお知らせしているというようなことをやっているというのが現状になっています。

坂野会長

ありがとうございます。このあたりも結局、岩井委員から先ほどお話がございました手段と、全て手段という話で続いておりますので、こちらのほうの宿題のほうからいきたいと思います。

本松委員は、今回おられませんので、私のほうで読ませていただきますと、各自治会の集会場等のさまざまな場所で開催するということでございます。

では、副会長お願いします。

宗和副会長

市民提案制度というのを書かせていただきました。出前講座とかワークショップ、今回さらにeモニターという形でいろいろな取り組みをされているということは、すばらしいことだなというふうに思うのですけれども、市から説明を聞く機会、出前講座などの聞く機会があるとか、自分が意見をワークショップのような形で、市民同士とかでも意見を闘わせるとか意見を言い合うような機会があるという、それはそれでいいのですけれども、市民提案を書いた一つの理由は、さらにもう一步踏み込んで政策提言をするような、市民側から、そういう意味を込めて、ここでは市民提案制度を入れさせていだいたところでは、

坂野会長

ありがとうございます。では、取り組みというか、視点のところでございます。

山本委員よろしくをお願いします。

山本委員

さっきからも話していることと同じようなことなのですが、情報を発信していても、それに気がついてもらわないと意味がないので、それをどういうふうにしたらいいかというところでは、

話って、聞いてあげるから、聞いてもらえるので、こういうことをこちらから提供、提供と与えて、こうだというかわりに、どんなものだというのを聞くのもいいことだと思うので、その方法として、すごく具体的なつまらないこと言ってもいいですか。

坂野会長

どうぞ。

山本委員

例えばですけれども、何か意見言ってくださいといったときに、投書してくる、電話してくる、いろいろ言う人は、匿名であったり、真面目なかたい意見、あるいはすごく苦情とかクレームとかが多いと思うのです。

なので、それを匿名ではなくて、自分の名前を言ってもらえて、なおかつ、いい意見を聞くために、例えば30回メールとか書き込みしてくれた人とか、30回電話してくれた人は、スーパーでコーラが1本もらえるととか、そういうわかりやすい何か特典みたいのが

あって、1年間ずっと交流をとってくれた人は、年越しそばが家族でただで食べられるよとか何かあると、自分の名前も言うと思うし、意見としても、ここが嫌だった、ここをこうしてほしいという意見と、それも1ポイントなのだけれども、ここがよかったと言ってくれるポイントは2ポイントだみたいな感じだとすると、いろんな人の世相が反映されたりとか、こちらもそれに対処するとか、実際にやりとりが、コミュニケーションが可能になれば、何か実際に事業をしてもらっているとか運営されているのだということも伝わりやすいと思うし、そんなこともちょっといいかなと思ったりします。

坂野会長

ありがとうございます。すばらしい意見だと思います。先ほど岩井委員も強調されていまして、難しく言うとツー・ウェイ・コミュニケーションという話になりますし、あともう一つは、ポイント制という話が出ておりました。この意見も、できればポイント制であるとか、そういう話ももし次に生きるようにして、事務局のほうで用意していただければと思います。

私のものなのですが、3点書きましたが、結論としては、一つ目は生涯学習まちづくりというのがございまして、これは白井市でやってないのですか。でやってないですね。実は、これは何かというと、埼玉県八潮市というところで、昭和50年代の話ですが、もともと生涯学習というのは、教育委員会というところで、私たちが言う言葉で所管しております。要するに教育委員会が管轄ということをやっています。

ところが、これを市民部、そして企画のほうに行きまして、これをまちづくりに生かしたと。要するに講座を教育委員会から切り離しまして、市長部局と言いまして市長直轄にしまして、それを各地区に派遣してまちづくりに役立てたという、そういうのがあります。これが全国的に話題を呼びまして、当時の文部省、現在の文部科学省が、これにお金を出して、助成金、あるいは補助金を出して推進したという、そういう事実がございまして、これも一つ使えるのではないかなというふうに思いました。

YouTubeとかホームページというのもちょっとこれは結構なのですが、あとは実際に、基本計画などの策定に、最近ワークショップと言って、特にワールド・カフェが有効です。

テレビでも最近出るようになりましたが、そのワールド・カフェ方式を使って、みんなで検討していくということが非常にはやっております。そういうのも取り入れたらどうかなということで書かせていただきました。ということなのでございますが、岩井委員どうですか。

岩井委員

もう情報の共有の時代ではなくて、共鳴の時代にしたほうがいい

のではないかなというふうに思います。

坂野会長
岩井委員

すばらしいですね。

共有というのは、メディアはかなり発達しているので、使えば恐らく情報は手に入るのですけれども、今後の問題は、先ほどのポイントではないですけれども、そこから反応してくれるというところが、市民提案制度もそうなのですけれども、そうした反応が必要になってくるし、そこがやはり重要になってくるので、いかにその情報の共鳴と申しますか、リアクションが必要です。

コミュニケーションというのは、やはりリアクションがないとだめなので、でないコミュニケーションではないので、双方が受け手であり、送り手になるということを中心にしていくことが重要なかなというふうに思っております。

坂野会長

ありがとうございます。皆様、情報の共鳴という言葉が出まして、これは非常にすばらしい言葉だというふうに思いました。岩井委員、ちょっと皆様を代表してお伺いしたいのですけれども、情報の共鳴というところで、実際、具体的な例とかありましたらお聞かせいただきたいのですが。

岩井委員

ただ、なかなかそれが難しい部分はあって、ただ単に広報とか行政だけで、僕がよく言うのは、先ほど出ていますけれども、その一つの担い手であるのが議会であることは事実だと思うのです。議会広報紙と、あるいは行政広報というのが両輪であって、やはり議会の役割も重要にはなるはずですし、あるいはもう一つで言うと、そうしたスペシャリスト的な人間をそれぞれ広報、あるいは議会報告も含めてつくり上げていくということも重要です。

それはなぜかという、先ほど繰り返し言っているのは、こればかりは、それぞれの地域で違うのです。地方創生もそうなのですけれども、よく言われるのが、昔から同じようなことやられているのだけれど、結局そういった企画がないから金太郎あめになっちゃうよと。それはやめるためにも、こうした委員会になるならば最初からやらせていただいているのは、住民なり市民の方々というものの意見をどれだけ活かしていけるかであって、先ほどにあったことなのですけれども、広報、広聴もそうなのですけれども、せっかく答えたのに何の反応もない。そうすると、これは絶対に次から反応しなくなるのですよ。

ですので、例えば沖縄か何かだったと思いますけれども、意見からあったという、全部それをホームページかなんかに載せているのです。自分の意見が何かそれであったのが、「かりゆしを着てあんなのが行政官か」というような意見もあったり、「駐車場のこと」とか、そういう意見も出ていって、それに対するやはり反応なので

すよね。逆に行政側からの反応とかがあると、私の意見も生きているのだという実感があるので、そうした取り組みなどはありますね。行政に対してのそういったもの、広聴はこういったものがありましたと。

あともう一つは、報告書。広報白書ではなく、広聴白書みたいなのもいいのです。どんな意見があったというものを公表することによって、こういった知らない人でも、市民提案ではないですけども、ああ、こういう意見があるのだというものを見せるという手もあるかなというようなところですよ。

坂野会長

ありがとうございます。すばらしいご意見でございます。ちなみに岩井委員にお聞きしたいのですが、広聴白書というのは出しているところはあるのですか。

岩井委員

ないですね。それこそ広報白書的なものも余りないはずですね。なぜかと言いますと、広報は財政が悪いときに一番、最初に切られるところなので。日本の場合はお知らせです、イコール宣伝費、広告費と一緒になので、必ず一番、最初に切られていく部署なのでですけども、僕からすると一番大切なところではないかと思えますが。

坂野会長

また事務局には、宿題になってしまいますけれども、申し訳ないですが、ぜひ、次回のために、今、お話に出ました沖縄の広報戦略というものの事例を調べていただくということと、情報の共鳴について、白井ということで行きたいということで、広報、あるいは広聴白書の可能性、実際にできるかできないかということですね。そういうことも含めて、役所の場合はいろいろお金の問題とかいろいろありますから、ご検討いただければというふうに思います。

時間のほうも迫ってきましたので、せっかくですから、何かありますか。どうぞ。

宗和副会長

今回こういうお題、取組項目をいただいたのですが、そこが大きく言うと、情報共有の徹底と可視化というテーマの中に、それを実現するためにという形でこの6ページのあたりのくだりなのですが、確かに一番最初に、これを見直すのは範疇ではないということがあったので、見直してくださいとは言わないのですけれども、確かに情報共有を超えて、情報共鳴なのではないかという気もするし、先ほど反応しないと続かないというのもありましたけれども、やはりそれも情報共鳴であれば必ず反応するはずだと思うので、共有することしかないから聞きっ放しになるわけですよ。

私がいざ、仕事の中で施設の再編などにかかわることが最近は多くて、ちょうどその次のページあたりでも公共施設等総合管理計画とか個別整備計画のことが書かれていて、これから施設の再編などをしていかないといけない。こういうコンサルティングをしている

と、必ずやるのは、市民理解が難しくてというふうに言われるのだけれども、市民理解が難しいという考え方そのものがちょっとどうなのかなという、いけないなという気がするのです。

本当は、そういう論点こそ、市民提案なのではないかなという気がするのですよね。恐らく、今施設の例を挙げましたけれども、それ以外にもたくさん市民からアイデアをもらわないといけないとか、市民にもちょっと言い方悪いかもしれないけれども、決意を迫らないといけないようなことが出てくるのだから、ほかの自治体より早いかもしれませんけれども、市民提案の制度を考えていたらどうかな、という気はします。

坂野会長
藤井委員

はい、どうぞ。

今の話でちょっと思い出したことが一つあって、市民提案、市民のアイデアというものは、アンケートやそういったものでももちろん決めるかもしれないのですけれども、そういうものではなくて、クレームだったり、苦情の中にそういうニーズというものが必ず含まれているものだと思います。

私、10年ぐらい前に、横須賀市の都市政策研究所の専門委員をやっていたことがあって、そのときに、市役所の市民の声窓口みたいなところに寄せられた何千件という声を全部分析して、どういうニーズがあったのかということ、それがもしかしたら広聴白書みたいなものだったのかかもしれないのですけれども、それを分析したという事例があったと思います。もしかしたら、そういうものも拾えたらいいのではないかと思います。

岩井委員

仙台市もやったと思います。たしか、仙台市が、分析したと思います。今、民間企業では、クレーム買いますとかあるのですね。それを商品化につなげていくという取り組みや何かを行っているので。

一番、最初は、福井の商工会議所か何かだったのです。例えば、パックの納豆の汁がつくと。それを何とかしろとかそういうのを幾らで買い取って、それを製品開発、商品開発に回しているとか、そういう民間の事例や何かもあります。

坂野会長

次々と宿題が出ておりますけれども、申しわけないのですが、そういうところを拾っていただければと思います。私も昔、中野区の皆様と一緒にいたときに、法政大学の武藤先生という先生がクレームは、「たからのやま」ということで、「たから」というのは、財産の財と書いて、「財の山」ということをよくおっしゃっていました。それを今思い出しました。

次に行きたいというふうに思います。本日は時間的には、恐らく、次もかかってしまいますが、今回はあくまでも意見の表出というこ

とで、皆さんと一緒に検討させていただいています。次回は残りの部分を加えまして、意見の集約というところに入っていくわけですが、本日は表出なので、かなり多くなるというのが予想できましたので、次に4番に行きたいと思います。

行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供しますというところで、市の側の何かありましたら、簡単に完結で構わないので。

事務局（元田）

少し簡潔に説明していきます。こちらのところについては、今現在の取り組みとしては、地域で課題を抱える市民の相談については、地域の民生委員、児童委員を紹介しているというところにとどまっています。また、災害時になりますけれども、本人や家族からあらかじめ登録があった災害時に支援が必要な人の名簿を民生委員、児童委員や自治会長に提供するというところでしています。

先ほどのそれとは今後の取り組みになるのですが、今後としては、地域で安心して子育てできるように子育てカフェの実施であったり、高齢者を含む地域の全体のきずなづくりのために高齢者のサロンをやっていると。高齢者のサロンについては、今現在、週に1回やっているサロンというのが、大体市内で10カ所ぐらい。9小学校区あって10カ所あります。それ以外に月1回ぐらいやっているというのは32カ所あるというような状態ですので、数としては、比較的多い状態にはなっています。自治会が、今100いかないぐらいですから、自治会の半分ぐらいのエリア、自治会といっても、白井市の場合はマンション一つで自治会だということになっているので、100世帯ぐらいのところはほとんどなのですけれども、そういうところで、比較的多くサロンがあり、また年々ふえているというような状況になっているところですので。以上です。

坂野会長

ありがとうございます。では、早速入っていきます。藤井委員お願いいたします。

藤井委員

この行政課題ということを考えてみると、大きなものとしては、医療とか福祉とか介護とかの協力とか、そういったもので考えられると思うのですが、医療福祉介護に関しては、地域包括ケアシステムというものが今言われていまして、厚労省でも進めていますよね。

国土交通省絡みでは、小さな拠点という言い方でまちづくりを進めるというようなことがあって、実はどちらも言っていることは非常によく似ているのです。それぞれその中学校圏、2万人ぐらいの圏域で管理する。あるいは小学校圏域ぐらいなのですけれども、住民の方々がケア、包括的にそこで完結するような仕組みをつくりなさいということなのですが、結局のところ、行政は教育、子供の教育だったりとか子育てだったり高齢者福祉だったりというふう

に全部縦割りになっていますよね。

それごとに全部施策を行っていると思うのですがけれども、実は中野区では、それを全部見直しして、すこやか福祉センターという、地域包括支援センターが高齢者だけを対象にしているのに対して、そのようなシステムなのではございますけれども、すこやか福祉センターというものを一つつくって、それが何万人かを対象にして、全部その地域支えあい推進室で別の部門が出先機関としてそれを担っているというような、つまり縦割りを全部地域で横割りにしたというようなそんなような仕組みをつくったのです。

なので、例えば障害であろうが、自分の親が介護が必要なものだけでも、子供の教育も発達障害を抱えていて、とてもどうしていいかわからないで、しかも家の立ち退きを今迫られていて、どうしたらいいのかわからないみたいな、そういうような複層的なたくさんの課題を抱えている市民が、そこに行けばいろいろなところにつながってくれるというような、そういうワンストップの窓口というものが必ず必要だと思っていますので、もう誰のためのカフェとかそういうものでも、アドホック的なものでもそういったものではなく、パーマネントな拠点というものが必ず必要だと思っています。なので、まるごと相談室という書き方をしましたが、意図はそういうことです。

坂野会長

ありがとうございます。本松委員がおられないので、読み上げますが、メーリングリストを作成し、そこで情報を発信するということで、非常にすばらしい意見です。次、視点ということで、山本委員お願いいたします。

山本委員
坂野会長

一緒です。大体藤井委員が言ったことです。

わかりました。ありがとうございます。

私のほうでございますが、私のほうとしては、これ長々とまとめていただきましたが、四つですね。これは実はコミュニティ政策という話なのです、全て。こちらのほうは、多分コミュニティ政策の先進地区としては、一般的に四つ挙げられていまして、一つが今おっしゃっていた中野区、二つ目が目黒区、これは昭和50年からコミュニティ政策というのをやっていました。あとは武蔵野市と三鷹市という、この四つが非常に先進的でございます、例えば今、藤井委員がおられますので、中野の例を出しますと、住民会議であるとか住区センターというのを作りまして、中野の場合は、この地域の課題の解決の場というのを作りまして、情報を住民に提供したというのがございます。

近年は、一番、最後に書いてございますが、地域担当職員と言いまして、総合的な地域のことを網羅した職員を置くというのが一般

的になっていまして、たしか、これは白井市さんのほうでもこれからのコミュニティ政策で考えておられるはずですよ。

事務局（岡田）

はい。

坂野会長

ということになります。ということで一応、これに関して情報ということなのですが、まず副会長から。

宗和副会長

行政課題を抱える云々という部分の非常にテーマが大きいですよ。行政課題といっても本当に幅広いですから。そういう中で、地域に関する情報をわかりやすく提供するという、その行政課題という大きなテーマに対して、情報をわかりやすく提供するという解決策というのは、ちょっとテーマとしてバランスはとれているのかなというのがあって、非常に答えにくくて回答できなかったのです。

今、会長からも話がありましたし、藤井委員からも話がありましたように、地域で解決すべき要請課題は解決していくという、そういう発想でコミュニティ政策を進めていくというのは、それはもちろん今後大事なことかなというふうに思います。

ちょっと一つ質問で申しわけないのですが、中野区、武蔵野市、そういう先進的な事例があるということなのですが、そういうところだからこそできるのか、そうでなくてもそれ以外の自治体でもできることなのかというのはどうですか。

坂野会長

時代的には、これ昭和50年、51年ぐらいの話で、当時はやはり高度成長の後で非常にコミュニティの創出というのがありまして、これは場所的なものと時代的なものだというのが間違いありませんが、実際に白井市さんあたりも、今そういう波が押し寄せているというのは事実で、白井市さんもコミュニティ政策をこれから進めていくというふうに、これは私が言うべきことではありませんけれども、実際に進めていくということによってやってくるようになっております。もしも白井市さんのコミュニティ政策の内容であれば、所管課が市民活動でいいのですか。

事務局（岡田）

市民活動支援課です。

坂野会長

いいですよ。というところがありますので、そちらのほうからお話を伺ってもよろしいかと思えます。あるいはもともと元田さんがそこにおられたので、元田さんからその辺の話を伺ってもよろしいかと思えます。よろしいですか。

事務局（元田）

はい。

坂野会長

あと、もし、そういう話であれば、やはり財政的な問題というのかなり影響しているのは事実です。住民自治、あるいは市民自治という一つの背景には、地方分権という一つの流れがありまして、分権というのは団体自治というものの充実はしています。だから分権化の団体自治は非常にきちんとしていくのですけれども、それに

対して住民自治というのは、全然余り完備されていなかったもので、第7次地方分権一括法では、どちらかという住民自治の拡充ということが、今、国レベルでは言われているということになります。では、伴委員どうぞ。何かありますか、大丈夫ですか。

伴委員

すごく難しい問題だなと思います。行政のとる立場というのが、もう少し理解していないとか、消化不良になる可能性も含まれているかなという感じがするので、具体的なやり方、取り組みをちょっとお聞きしたいと思います。

坂野会長

多分それは、今すぐ答えるのはきついかもしれませんので、ぜひ次回ですね。

伴委員

現状で構いませんので、どうお考えになっているかを教えていただけると。あとで次回でも。

坂野会長

岩井委員、よろしくお願いします。

岩井委員

こういったところで言うと、やはりこの行政自体の位置というのが変わってくる、せざるを得ないところがあって、それこそですけども、行政側の位置というのは、今後は、もしかすると、それこそ中間団体に位置する、ならざるを得ないのではないかなというふうに思っています。

行政課題というように出てしまうと、やはり行政がかかわらざるを得ないところですし、それを市民の方々の力を借りるという場合においても、それは行政というものは中間に、今までの、それほど昔ではないですが、上から下ではなくて、中間位置にいて、さまざまな対象とのかけ橋的な行政機関というものを求められるのかなということもあります。

それともう一つが、これは僕、だからこそわからないのは、外部の人間だとわからないのが、それこそ白井市というところの、自治会だとかコミュニティとかそういったつながりというものが、どのように残っているのか、あるいは新しく入ってきた、先ほど出ていました八潮市や何かですと、つくばエクスプレスが入ってきたことによって、昔ながらの住民と新しく入ってきた人で、ちょっと分かれているなんていう話があったり、そういったこともありますので、自治会にしても、武蔵小杉ですと今NPOに委託しているのですよね。自治会自体がもう住民では機能しないとか、それをもうNPOに委託しているとか。

伴委員

白井市の現状は今、お話のとおりです。ニュータウンと、それから、在来地域と呼ばれる従来のまちがあります。それから自治会は、もう多分ほとんどニュータウン系だと全部つぶれていくのではないのかな。管理組合が全部引き取っているとか。在来のほうは多分まだ生きているのだらうと思います。だから非常に縮図みたいなど

ころですね。多分機能して、だんだんもう相当ひどい状況になっているのではないかなと思います。

事務局（岡田） では、その資料もあわせて次回、まとめたものがありますので、提出させていただきます。

坂野会長 ありがとうございます。では、岩井委員、どうもすばらしい意見ありがとうございます。

ちょうど時間のほうが迫ってきて、私ももちろん今の意見でお話をしたいことがあるのですが、一応今回は4と、この取組番号で言うと4番ということで、表出の話は終わりました、次回は表出の5、6をして、そして今度は集約ということにしていきたいと思います。

宿題が事務局にはかなり出ておりますが、取組番号1に関しては、市民活動の理念と条例、あるいは指針のほうで整理していただくということ。市民活動組織の現状をお願いしたいということ。

取組番号の2に関しては、年代別のターゲットをちょっと挙げていただく。そしてさらに先進市の事例をお願いしたいということ。

そして3つ目は、情報の共鳴、白井に向かって実際に沖縄あるいは仙台、さまざまな事例をお願いしたいということと、広聴白書、あるいは広報白書などの実現性可能性というのをお示しいただければと思います。

4つ目としては、先ほど事務局のほうからございましたが、行政の立場として、あるいは白井の町会、自治会の現状というのをお話しさせていただきたいと思います。

そして、行政にばかり宿題を出してもしょうがないので、私たちの宿題としては、今回皆様と一緒に意見の交換をいたしました。そこで、同じ意見でももちろん構わないのですが、これらの皆さんとお話した中で何か、自分はこう思ったよとか、そういうプラスアルファの部分があれば、ぜひメールにさせていただかなくてもこれはいいと思いますが、当日でも構わないと思いますが、ぜひ、もしメールでこれたくさんあるよという人であれば、メールをしていただければというふうに思います。

次に次回の発表がございますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。多分、次回のほうは時間とれると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。では、事務局のほうから何か。

事務局（岡田） 今回の資料の4の資料の一番最終ページが、5番と6番まだあるのですけれども、こちらは次回ということでよろしいですか。

坂野会長 次回です。

事務局（元田） 次回の会議ですが、今回と併せて3回と、結構タイトなところをお願いしているところで、1から4の部分については、例えばものによっては、先ほどお話しいただきました市民提案制度については、

具体的な事業は見えてきているので、ある程度帳票に起こした形で見てもらったりしたほうが、多分イメージが湧きやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

坂野会長

そうすると、準備していただけるということですか。

事務局（元田）

はい。ものによっては、多分そうしないと、3回でということになってくるとなかなか難しいと思っています。今回、結局5、6が残る形になるので、その部分で多分できるものとできないものがあると思うのですね。

本日の議論の中でできるものとできないものというのがあるので、私たちのほうで、少しそのあたりをまとめたものもあるでしょうし、資料の提出で、先ほど言ったところでベースの部分を考えなければいけないねという部分もあると思うので、そのあたり、ちょっと混在するものになってくるとは思いますけれども、そのあたりを次回までにお示しをするというような形、メールを使って途中を出してという形で皆さんに見てもらってという、こういう意図ではないのかというのがあればできるかなというふうに思います。

坂野会長

メール等は、皆様大丈夫ですか。

事務局（元田）

どのあたり、どの内容こまで書くかということもあります。皆様にワードで打ってというのも多分大変だと思うので、メールの本文にご記入いただきお寄せください。

坂野会長

先ほどもデジタルデバイトが出ましたので、もし何かあればということですが。では、事務局のほうからほかに何か連絡事項等ございますか。

事務局（岡田）

特にございません。

坂野会長

では、遅い時間まで慎重審議どうもありがとうございました。夜も遅いので、お気をつけてお帰りいただければと思います。どうも本日はありがとうございました。

会議終了 午後8時40分